

2019年2月時点 居宅介護支援に係るQ&A

No	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
1	居宅介護支援	平成30年度介護報酬改定の内容について	今回の改正により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけ、それに違反した場合報酬が減額されるが、事業所はどのような対応をすればよいのか。	厚生労働省のQ&Aの間131によると(本ページにも掲載)、「この内容を利用申込者またはその家族に説明するに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。」となっていますので、契約書や重要事項説明書等と合わせて別途文書を作成する必要があります。また、契約書や重要事項説明書等に本内容を含む場合は、新たに署名欄を設ける等の対応が必要となります。
2	居宅介護支援	平成30年度介護報酬改定の内容について	上記(No. 1)について、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所に関して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由は、居宅サービス計画書に記載しなければならないのか。	居宅サービス計画書の第1表～第5表内に、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を記載することが望ましいと考えます。第1表～第5表内のどこに記載するかについては、各事業所において、実務上支障のない範囲で対応をお願いします。また、利用者が複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを居宅サービス計画書内に記載することについても同様に対応をお願いします。 ※減算の対象に係るものではありませんが、改正の主旨としては各事業所における対応が必要などであると考えます。
3	居宅介護支援	入院時情報連携加算について	月末に入院(例:1月30日入院)し、情報提供を月初め(例:2月1日)に行った場合、加算を算定できると思うが、どの月に請求をすればよいのか。	平成21年3月23日 介護保険最新情報Vol. 69内の問64に記載のとおり、居宅サービス計画に基づいて介護保険サービスを利用した翌月の10日(前月の介護給付費等の請求日)までに、情報提供を行った場合に限り算定が可能であるため、今回の例であれば、1月の請求にて加算の算定を行うこととなります。 ※一ヶ月の間に入院、情報提供があれば、通常翌月に請求となります。 (例:1月1日入院、1月4日情報提供)
4	居宅介護支援	退院・退所加算について	報酬改正に伴い、医療機関等との連携回数に応じた算定になったが(改正前:連携ごとに算定)、3月から入院で4月に退院した利用者について、3月に1回、4月に2回連携を行った場合、どのように請求すればいいのか。	当該加算については、「当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。」となっているため、本件では4月分の請求に加算を算定することとなる。報酬改正は平成30年4月からなので、入院期間中の連携回数に応じた単位数で1回を限度として請求することとなります。
5	居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算について	利用者又はその家族の同意を得た上で、各種要件を満たした際に加算の算定ができると思うが、その同意について、重要事項説明書に加算の内容を追加し、重要事項説明書の同意をもって、本加算の同意ととれるのか、別の様式等を定めて同意をとるべきなのか。	重要事項説明書等による一律的な同意ではなく、ターミナルケアマネジメントを実施する時点で、ターミナルケアマネジメントに関する同意(別の様式等を定めることにより)をとることが必要となります。
6	居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算について	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、主治医に情報提供した場合とあるが、必ず死亡日に訪問しなければならないのか。	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問した場合であれば、必ずしも死亡日の訪問は不要であると考えます。

No	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
7	居宅介護支援	特定事業所加算について	要件の「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。」ことについて、宇治市の「ケアマネジメントに関する勉強会への参加」は含まれるのか。	厚生労働省のQ&Aの間137によると(本ページにも掲載)、「市町村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同して実施した場合も評価の対象である。」となっているため、「勉強会委員として参画した」事業所については、対象とします。
8	居宅介護支援	特定事業所加算について	要件の「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。」ことについて、解釈通知において、「毎年度少なくとも次年度が始まるまでに事例検討会等に係る次年度の計画を定めること」とされているが、平成30年度はどのように取り扱うのか。	厚生労働省のQ&Aの間136によると(本ページにも掲載)、「平成30年度については、事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を同年度4月末までに定めることとし、共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めることとする。なお、9月末日までに当該計画を策定していない場合には、10月以降は特定事業所加算を算定できない。」とされていますので、4月末及び9月末時点における計画書の作成をお願いします。 また、今年度の9月末時点の計画書の提出を各事業所に求めるかどうかは検討中です。なお、宇治市の「ケアマネジメントに関する勉強会」を対象にしようと考えている事業所についても、同様に計画書の作成は必要ですのでご注意ください。 ※計画書の様式については各事業所で作成いただいたもので構いません。
9	居宅介護支援	特定事業所加算について	要件の「地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。」ことについて、宇治市の「ケアマネジメントに関する勉強会への参加」は含まれるのか。	含まれません。地域包括支援センターが主体となって実施する、小地域包括ケア会議のような事例検討会等への参加を想定しています。また、小地域包括ケア会議の内容については必ずしも事例検討会でなくても構いません。
10	居宅介護支援	その他手続について	平成30年4月1日以降に人員の変更があった場合、変更届出書の提出は必要であるのか。	介護支援専門員の変更(職員の雇用・異動・退職等)があった場合は、変更届出書の提出が必要ですのでご注意ください。
11	居宅介護支援	その他手続について	京都府の条例と宇治市の条例の規定について、違いはあるのか。	平成30年4月1日付で宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の制定や改正を行いました。規定には本市独自の基準等が含まれていますので、ご注意ください。例えば、従業者の要件等について、京都府の条例では「暴力団員であってはならない。」とされていますが、宇治市の条例では「暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。」とされているなどの違いがありますので条例等をご確認ください。
12	居宅介護支援	その他手続について	変更届出書の提出が変更日から10日以内となっているが、遅れた場合はどのような手続が必要であるのか。	10日以内の提出ができなかった場合は、本来の届出書の添付書類に加えて、「遅延理由書」の提出をお願いします。